

帰国児童・生徒、外国人児童・生徒適応指導実施要綱

制定 平成9年4月1日 教育長決定
要綱第5号
改正 平成13年3月30日 要綱第14号
改正 平成17年4月1日 要綱第18号
改正 平成19年1月31日 要綱第1号
改正 平成20年1月25日 要綱第1号
改正 平成25年4月1日 要綱第1号
改正 平成27年3月31日 要綱第7号
改正 平成28年3月31日 要綱第27号

(目的)

第1条 この要綱は、日本語能力が不十分な帰国児童・生徒、外国人児童・生徒(以下「帰国児童・生徒等」という。)に対し、一定期間、集中的に日本語の習得および学習支援に係る適応指導を行うことにより、帰国児童・生徒等の学習環境を改善し、もって社会生活を円滑に営むことができる能力の育成に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱により適応指導を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、海外からの帰国児童・生徒または外国籍の児童・生徒であって、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 品川区立学校に在籍していること。
- (2) 品川区に在住する小・中学生であること。

(指導方法)

第3条 適応指導は、日本語指導短期集中教室(以下「指導教室」という。)において実施する。
2 指導教室における適応指導は、委託契約に基づき、品川区から適応指導に係る業務を受託した団体(以下「受託者」という。)が行うものとする。

(指導内容)

第4条 指導教室での適応指導の内容は次のとおりとする。

- (1) 日本語能力の習得を進めるための言語指導
- (2) 対象者の実態に応じた教科への適応指導
- (3) 学校および日常における生活・習慣への適応指導

(入級申請)

第5条 校長は、対象者が入学または転入してきたときは、指導教室への入級について保護者と協議のうえ、速やかに入級兼通級継続申請書(第1号様式)により教育長に申請するものとする。ただし、品川区立学校に在籍または転入もしくは入学しない第2条第2号に該当する対象者が指導教室へ入級しようとする場合の申請は、保護者が教育総合支援センター長を通じて教育長に行うものとする。

(入級決定)

第6条 教育長は、前条の申請があったときは、内容を審査のうえ、入級の承認または不承認を決定し、校長もしくは教育総合支援センター長を通じて受託者に入級兼通級継続決定通知書(第2号様式)により通知する。

2 対象者(第2条第1号に該当する者に限る。)が、在籍する学校の授業時間内に指導教室へ通級する場合は、当該在籍校での出欠は、出席の扱いとするものとする。

(開設日・指導時間・通級期間)

第7条 受託者は、前条第1項の入級の決定の通知を受けた場合は、指導教室を開設し、その人数および日本語能力に応じた適切な指導員を配置し、適応指導にあたるものとする。

2 指導教室の指導時間は、原則として次のとおりとする。

- (1) 月曜日から土曜日までの午前中
- (2) 水曜日の午後
- (3) 土曜日の午後

3 指導教室への通級期間は、原則として75日(日曜日、祝日、夏季・冬季・春季休業期間、教育総合支援センターが特に認めた期間を除く。)以内とする。

4 通級期間が終了し、引き続き指導教室への通級が必要と認められる場合は、校長は入級兼通級継続申請書により通級継続の申請を、通級期間終了日の2週間前までに、受託者からの指導報告書(第3号様式)を添えて、教育長へ行うものとする。

5 通級期間が終了し、適応指導を終了する場合は、受託者は指導報告書により、指導終了の報告を校長および教育長へ提出するものとする。

(実績報告)

第8条 受託者は、指導教室を開設した回数を、翌月の10日までに、教育長に報告するものとする。

(経費の支払)

第9条 品川区は指導教室を開設した回数に予算で定める額を乗じた金額を、履行および検査終了後、適法な請求書の提出に基づき、30日以内に支払う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほかに必要な事項は、教育次長が別に定める。

付 則

1 この要綱は平成9年4月1日から適用する。

2 外国籍児童・生徒に対する日本語学習指導実施要綱(平成8年4月1日教育長決定)および品川区「世界なかよし学級」設置要綱(平成元年5月31日教育長決定)は廃止する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。